

議案第71号

多可町いじめ問題対策委員会設置条例を廃止する条例の制定について

多可町いじめ問題対策委員会設置条例を廃止する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和元年9月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町いじめ問題対策委員会設置条例を廃止する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町いじめ問題対策委員会設置条例（平成29年多可町条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。